

資料 6 3 - 3

信書便管理規程の設定及び変更の認可について

(諮問第1191号)



諮問第 1191 号  
令和元年 11 月 21 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

### 諮問書

株式会社ヤマタネロジスティクス（代表取締役 永嶋 義範）ほか 5 者から民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 34 条において準用する同法第 22 条第 1 項の規定に基づき信書便管理規程の設定の認可の申請が、佐川ヒューモニー株式会社（代表取締役 橋本 譲）から同項の規定に基づき信書便管理規程の変更の認可の申請があった。申請の概要は、別紙 1 のとおりである。

当該申請について審査した結果は、別紙 2 のとおりであり、いずれも同条第 2 項に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第 1 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮問する。

## 信書便管理規程の設定の認可申請の概要

いずれの申請（※）に係る信書便管理規程においても、次の事項が規定されている。

※ （株）ヤマタネロジスティクス、（株）日産クリエイティブサービス、（有）中部車輛運輸、新潟鉄道荷物（株）、（株）シービーエム、（株）三原興業の計6者からの申請

### 1 信書便管理者の選任及び職務

- (1) 選任：事業場ごとに管理責任を果たせる役職者等の中から選任すること。
- (2) 職務：①信書便業務の監督、②顧客情報及び取扱中の信書便物の管理、③還付できない信書便物の開披の立会い、④信書便の業務方法等に関する意見の具申を行うこと等

### 2 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

- (1) 引受け：①引受時に、送達途中の滅失・毀損のおそれがないか必要な検査を実施し、信書便物であることを表示すること、②引受制限物の疑いがある場合等の申告・開示請求及びそれを拒否した際の引受拒絶
- (2) 送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等：①四輪車の場合は、容器、袋等に入れた上で荷台に保管し、車両から離れる場合は車両に施錠すること、②取扱中の信書便物に引受制限物の疑いがある場合の開示請求及びそれを拒否した際の開披 等
- (3) 配達：①車両を離れる場合は施錠し、又は信書便物を携行すること、②表札等の確認により誤配達を防止し、誤配達通知受理時には速やかに再配達すること、③配達できなかった信書便物の車両への放置の禁止、④送達遅延時の差出人への通知 等
- (4) 還付できない信書便物の管理：①施錠可能な場所における保管及び処理状況の記録、②一定期間が経過した後、信書便管理者の立会いの下で処分すること。
- (5) 顧客情報の管理：利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、適正な取得 等

### 3 事故発生時等の措置

- (1) 事故又は犯罪行為発生時の措置：①事故又は犯罪行為（以下「事故等」という。）発生時の信書便管理者への報告及び信書便管理者の指図に従った対応、②代替配送員の手配、③信書便物の滅失が判明した場合の速やかな搜索及び発見できない場合の差出人への通知、④事故等に関する利用者からの申告に対する適切な対応、⑤事故等の原因究明及び再発防止策の実施、⑥事故等の内容及び処理結果の記録 等
- (2) 捜査機関による捜査への協力：①捜査時は、信書便管理者の指図に基づき信書便物と信書便物以外の物を区分すること、②押収される場合は、押収信書便物を選別し、捜査機関に提供すること。

### 4 教育及び訓練

日常業務を通じて実施するほか、新規採用時、事故等発生時等にも実施すること。内容は、①関係法令の規定内容、②顧客情報・信書便物の管理の方法、③作業方法、④事

故等発生時の措置 等

5 その他

その他当該特定信書便事業の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するのに必要な規定

## 信書便管理規程の変更の認可申請の概要

佐川ヒューモニー株式会社から、信書便管理規程の変更の認可申請があった。

(注) 網掛部分が今回変更するもの

| 申請者                                   |   | 佐川ヒューモニー株式会社<br>(平成 16 年 1 月 28 日許可) |
|---------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 1 信書便<br>管理者の<br>選任等                  | (1) 選任                                    | —                                    |
|                                       | (2) 職務                                    | —                                    |
| 2 信書便<br>物の秘密<br>の保護に<br>配慮した<br>作業方法 | (1) 作業方<br>法の遵守                           | —                                    |
|                                       | (2) 引受け                                   | —                                    |
|                                       | (3) 送達<br>途中におけ<br>る滅失及び<br>毀損の防止<br>の措置等 | —                                    |
|                                       | (4) 配達                                    | —                                    |
|                                       | (5) 転送・還<br>付                             | —                                    |
|                                       | (6) 還付で<br>きない信書<br>便物の管理                 | —                                    |
|                                       | (7) 事業場<br>内の作業                           | —                                    |
|                                       | (8) 顧客情<br>報の管理                           | 個人情報保護ガイドラインの改正を踏まえた規定内容の変更          |
| 3 事故発<br>生時の措<br>置                    | (1) 事故等<br>発生時の措<br>置                     | —                                    |
|                                       | (2) 捜査機<br>関による捜<br>査への協力                 | —                                    |
| 4 教育及<br>び訓練                          | (1) 教育及<br>び訓練の実<br>施                     | —                                    |
|                                       | (2) 教育及<br>び訓練の内<br>容                     | —                                    |
| 5 その他                                 |   | —                                    |

## 信書便管理規程の設定の認可申請の審査結果の概要

株式会社ヤマタネロジスティクスほか5者からの信書便管理規程の設定の認可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第34条において準用する法第22条第2項に定める基準に適合していると認められる。

○特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。  
(法第34条において準用する法第22条第2項)

| 項目  | 審査概要   | 適否 |
|---|--|----|
| 1 信書便管理者の選任等                                      |  |    |
| (1) 選任  | 事業場ごとに管理責任を果たすことができる役職者等から選任することとされている。  | 適  |
| (2) 職務  | 職務内容が具体的に規定されている。  | 適  |
| 2 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法                             |  |    |
| (1) 引受け   | 引受けの際の検査、申告・開示請求の手続等が規定されている。  | 適  |
| (2) 送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等                        | 送達中における信書便物の滅失防止措置等が規定されている。   | 適  |
| (3) 配達  | 誤配達の防止、配達できなかった信書便物の車両放置の禁止等が規定されている。  | 適  |
| (4) 還付できない信書便物の管理                                 | 事業場の施錠できる場所に保管すること等が規定されている。   | 適  |
| (5) 顧客情報の管理                                       | 顧客情報に関して、利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、適正な取得等を行うことが規定されている。                                    | 適  |
| 3 事故発生時等の措置                                       |  |    |
| (1) 事故又は犯罪行為発生時の措置                                | 事故又は犯罪行為発生時の措置の内容が明確に規定されている。  | 適  |
| (2) 捜査機関による捜査への協力                                 | 捜査機関による捜査が行われる場合には、速やかに信書便物と信書便物以外の物を区分し、捜査機関が信書便物を押収する場合には、押収信書便物を選別して提供することが規定されている。 | 適  |
| 4 教育及び訓練  |  |    |
|   | 日常業務を通じて教育及び訓練を行うほか、新規採用時、事故等の発生時等に際しても必要に応じて実施することが規定されている。                           | 適  |
| 5 その他特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護をするものとして適当なものであること。 |  |    |

|  |                                |   |
|--|--------------------------------|---|
|  | 信書便物の秘密を保護するのに不適當な規定は定められていない。 | 適 |
|--|--------------------------------|---|

## 信書便管理規程の変更の認可申請の審査結果の概要

佐川ヒューモニー株式会社からの信書便管理規程の変更の認可申請について審査した結果の概要は以下のとおりであり、法第 34 条において準用する法第 22 条第 2 項に定める基準に適合していると認められる。

○特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適當であること。  
(法第 34 条において準用する法第 22 条第 2 項)

| 項 目   | 審査概要  | 適否 |
|---|---|----|
| 1 信書便管理者の選任等                                      |   |    |
| (1) 選任  | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| (2) 職務  | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| 2 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法                             |   |    |
| (1) 引受け   | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| (2) 送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等                        | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| (3) 配達  | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| (4) 還付できない信書便物の管理                                 | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| (5) 顧客情報の管理                                       | 顧客情報に関して、利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、適正な取得等を行うことが規定されている。 | 適  |
| 3 事故発生時等の措置                                       |   |    |
| (1) 事故又は犯罪行為発生時の措置                                | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| (2) 捜査機関による捜査への協力                                 | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| 4 教育及び訓練  |   |    |
|   | 従前と同様であり、変更はない。                                     | —  |
| 5 その他特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護をするものとして適當なものであること。 |   |    |
|   | 信書便物の秘密を保護するのに不適當な規定は定められていない。                      | 適  |

(参考1)

## 信書便事業への参入状況（令和元年11月21日予定）

（注）（ ）内の数字は、今回許可申請があった事業者の数である。

[種類別・参入事業者数]

|        | 一般信書便 | 特定信書便  |
|--------|-------|--------|
| 参入事業者数 | 0     | 543（6） |

[本社所在地別・参入事業者内訳]

| 北海道 | 東北 | 関東         | 信越        | 北陸 | 東海        | 近畿        | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 | 計          |
|-----|----|------------|-----------|----|-----------|-----------|----|----|----|----|------------|
| 18  | 21 | 187<br>(2) | 14<br>(2) | 17 | 69<br>(1) | 90<br>(1) | 34 | 13 | 70 | 10 | 543<br>(6) |

[役務種類別・参入事業者数内訳]

| 役務種類別                        | 事業者数   |
|------------------------------|--------|
| 1号役務（長さ・幅・厚さの合計73cm超、又は4kg超） | 478（6） |
| 2号役務（3時間以内の送達）               | 109    |
| 3号役務（800円超の料金）               | 289（2） |

[主要業種別・参入事業者内訳]

| 業種別       | 事業者数   | 業種別       | 事業者数   |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 貨物運送業     | 402（4） | 鉄鋼業       | 1      |
| 警備業       | 33     | 信書送達業     | 1      |
| 障害者福祉事業   | 18     | 建設業（造園工事） | 1      |
| ビルメンテナンス業 | 16（1）  | 港湾運送業     | 1      |
| 旅客運送業     | 7      | 労働者派遣業    | 1      |
| 電気通信サービス業 | 6      | 倉庫業       | 2      |
| 廃棄物処理業    | 5      | その他卸売・小売業 | 8      |
| 情報サービス業   | 3      | その他サービス業  | 32（1）  |
| 不動産業      | 3      |           |        |
| 印刷業       | 3      | 計         | 543（6） |

※543者のうち個人事業者は13者

本社所在地別の特定信書便事業者参入状況（都道府県別：令和元年11月21日）

| 都道府県 | 参入数        |   |
|------|------------|---|
| 北海道  | 18         | (有)札幌郵送、毎日軽自動車運送事業協同組合、(株)セイコーフレッシュフーズ、キョーツー(株)、ウィング運送協同組合、共通運送(株)、(株)富田通商、心陽軽自動車運送協同組合、(有)マルケー物流、北ガスサービス(株)、下村速配(有)、札幌急配(株)、大和梱包(株)、武田運輸(株)、ALSOK北海道(株)、(株)YKサービス、赤帽北海道軽自動車運送協同組合、北海道フーズ輸送(株)  |
| 青森県  | 4          | ワイエス(株)、青森定期自動車(株)、青森総合警備保障(株)、赤帽青森県軽自動車運送協同組合  |
| 岩手県  | 2          | ALSOK岩手(株)、北東北福山通運(株)   |
| 宮城県  | 5          | 東北鉄道運輸(株)、南東北福山通運(株)、(株)テーシー東北、赤帽宮城県軽自動車運送協同組合、MK急便   |
| 秋田県  | 4          | ハートフェルト、(株)秋田県赤帽、ALSOK秋田(株)、(株)さきがけデジタル   |
| 山形県  | 2          | 赤帽山形県軽自動車運送協同組合、ALSOK山形(株)  |
| 福島県  | 4          | (株)帝北ロジスティクス、赤帽福島県軽自動車運送協同組合、ALSOK福島(株)、(有)チューダー  |
| 栃木県  | 3          | 北関東総合警備保障(株)、富士山運輸(株)、(株)メディカルネットワークサービス  |
| 群馬県  | 6          | 関東新聞販売(株)、群馬総合ガードシステム(株)、赤帽群馬県軽自動車運送協同組合、(株)グローバル、群馬中央興業(株)、東洋ポリース(株)   |
| 茨城県  | 5          | ドレックスカーゴ(株)、(株)日立物流東日本、日鉄住金ビジネスサービス鹿島(株)、関東イチミヤ物流サービス(株)、日立電鉄交通サービス(株)  |
| 埼玉県  | 13         | (有)ピナクルズ、(株)埼玉急送社、浦和流通事業協同組合、片山商事(株)、(有)小島正一商店、クリーンシステム(株)、(株)関東物流サービス、日本環境マネジメント(株)、(株)ジャパンクイックサービス、大宮通運(株)、川口トラック協同組合、富士共同物流(株)、(株)マンハッタンサービス   |
| 千葉県  | 6          | (株)ウィズ、(有)ジンノエクスプレス、かもめガスネット・サービス(株)、ビー・カーゴワークス(株)、(株)グッドパワー、エスアイアイ・ロジスティクス(株)  |
| 東京都  | 123<br>(1) | (株)ロジクエスト、(株)ソクハイ、(有)プロ・サポート、(株)セルルート、(株)宅配、(株)マツハ五十、西多摩運送(株)、日本通運(株)、(株)東京トランスポートサービス板橋、日本総合サービス(株)、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、プラスカーゴサービス(株)、(株)ジェイアール東日本物流、(株)日立アーバンインベストメント、SBSロジコム(株)、関東福山通運(株)、(株)牛走運送、中野倉庫運輸(株)、(株)フリーラン、アラコム(株)、(株)ライドアンドコネクト、名鉄ゴールデン航空(株)、SMBCオペレーションサービス(株)、(株)アーク急便、(株)エスピーサービス、(株)大森運輸商会、(株)カジロジスティクス、東邦運送(株)、羽田運輸(株)、(株)悦興運、セイノースーパーエクスプレス(株)、(有)クーリエ、(有)北川事務所、(株)ティーサーブ、(株)ライフクリエイティブサービス、(株)新聞センター、日本梱包運輸倉庫(株)、(株)KDDIエボルバ、東水梱包運輸(株)、(株)サンセイ、(有)スワローエクスプレス、アイエムエクスプレス(株)、総合警備保障(株)、PSコミュニケーションズ(株)、(株)アベエクスプレス、(株)メトロセルビス、(株)ゼンケイ、(株)サキュレ、エヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス(株)、(株)メッセム、新ダットジャパン(株)、インターナショナルエクスプレス(株)、(株)日本カーゴエクスプレス、丸新運輸(株)、(株)丸運、(株)CHOKUSHIN、国際空輸(株)、セントラル警備保障(株)、銀座急送(株)、(株)アサヒセキュリティ、千野運輸(株)、テイケイ(株)、(株)小澤運送店、(有)共伸運輸、アスクトランスポート(株)、富士防災警備(株)、 |

| 都道府県 | 参入数       |  |
|------|-----------|--|
| 東京都  |           | 鈴木梱包運輸(株)、(株)オーイーシー、ジーエスケイ(株)、(有)丸オ奥田商店、システム輸送(株)、能島運輸(株)、日本デイトムサプライ(株)、(株)板橋運送、シー・ディ・エス・テクノロジー(株)、ナガシマ物流サービス(株)、鈴仙運輸(株)、(株)ダイヤル運送、(株)タイムボックス、(有)三興運輸、ビーエスロジスティクス(株)、(株)マリンサービス、(株)エム・シー・ファシリティーズ、さくら興運(株)、総合観光バス(株)、ワールドコーポレーション(株)、(有)バム、(株)豊運輸、(株)IKEDAコーポレーション、エーエルプラス(株)、ALSOK 関東デリバリー(株)、(株)DNPロジスティクス、(株)早稲田大学プロパティマネジメント、(有)本澤運送店、渡邊倉庫運送(株)、粕谷運送店、新大橋運輸(株)、ダイセーロジスティクス(株)、ロイストレーディング(株)、日本空輸(株)、国際コスモサービス(株)、MARUSA(株)、(株)ふそう運搬社、(株)トーカンオリエンズ、都市総合サービス(株)、(株)まるまランナー、(株)三星・運送、(株)全国赤帽、日証貿易(株)、星光運輸(株)、 <u>佐川ビューモニー(株)</u> 、東武デリバリー(株)、スバルリビングサービス(株)、グローリーIST(株)、(株)近鉄ロジスティクス・システムズ、(株)グローバル・サービス、(株)だいこう証券ビジネス、八光社梱包運輸(株)、テルウェル東日本(株)、小松通商(株)、MBS(株)、(株)ビルケアビジネス、 <u>(株)ヤマタネロジスティクス</u> |
| 神奈川県 | 30<br>(1) | SBSフレイトサービス(株)、(株)春秋商事、富国運輸(株)、(株)タカズ、楠原輸送(株)、置田運輸(株)、中丸産業運輸(株)、萬運輸(株)、山一産業(株)、(株)中山運輸、首都圏輸送サービス(株)、小向運送(有)、(株)タムラコーポレーション、横浜石油企業(株)、(有)クリオシティ、日祐(株)、皆央運輸(株)、(有)橋川商会、JFE東日本ジーエス(株)、(株)日立物流南関東、(株)日立ICTビジネスサービス、(株)エヌファースト、(株)京浜予防医学研究所、(株)相模運輸、古屋運送(株)、日新産業(株)、(有)丸久興運、井橋運輸(株)、日祐エクスプレス(株)、 <u>(株)日産クリエイティブサービス</u>  |
| 山梨県  | 1         | 赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  |
| 新潟県  | 6<br>(1)  | 新潟運輸(株)、(有)ミトク、(株)第一製品流通、新潟総合警備保障(株)、 <u>赤帽新潟県軽自動車運送協同組合</u> 、 <u>新潟鉄道荷物(株)</u>  |
| 長野県  | 8<br>(1)  | 上伊那貨物自動車(株)、(株)宮坂組、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、甲信越福山通運(株)、信越定期自動車(株)、(有)円葉物流、社会福祉法人夢工房福祉会、 <u>(有)中部車輛運輸</u>  |
| 富山県  | 6         | (有)マイハート、トナミ運輸(株)、(株)アイカワ、富山県総合警備保障(株)、(株)ホクタテ、特定非営利活動法人ひまわり   |
| 石川県  | 6         | 北陸総合警備保障(株)、北陸電通輸送(株)、太陽警備保障(株)、(有)ワイエムフロントサービス、(株)シンカーテックス、きんしん総合サービス(株)  |
| 福井県  | 5         | 赤帽福井県軽自動車運送協同組合、福井グリーンライン(株)、(株)キョーフク、福井貨物自動車(株)、福井倉庫(株)   |
| 岐阜県  | 10        | 西濃運輸(株)、(株)運転社、美敏エクスプレス、(株)エスラインミノ、(株)エスラインヒダ、越美通運(株)、濃飛倉庫運輸(株)、赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合、飛驒運輸(株)、(有)あゆみ急送   |
| 静岡県  | 15<br>(1) | 鈴与セキュリティサービス(株)、(株)静岡運送、東和運輸倉庫(株)、竹田運輸(株)、ウェルポート(株)、(株)ブルーマックス、(有)ビーアイ通商、(株)浜松急送、(有)浜運物流サービス、浜松運送(株)、タケシマ物産(株)、静岡ビルサービス(株)、(有)ポートスターエクスプレス、(株)中央防犯、 <u>(株)シービーエム</u>   |

| 都道府県 | 参入数       |   |
|------|-----------|---|
| 愛知県  | 34        | (株)メッセンジャーBb、名鉄運輸(株)、豊田共栄サービス(株)、豊栄交通(株)、大興運輸(株)、(株)岩瀬興輸、(株)寿陸運、(株)ナショナルヤガタ、(株)メイケイデータ運輸、碧南運送(株)、愛豊陸運(株)、TB物流サービス(株)、(株)アイ・シー・アール、エイセブプラス(株)、カリツ(株)、(株)トヨタエンタプライズ、(株)トラスト、(株)ジェイアール東海ウェル、大興タクシー(株)、中電輸送サービス(株)、(資)小林運送、柘運送(株)、名古屋合同トラック(株)、丸半運輸(株)、丸中急送(株)、昭和建物管理(株)、トヨタループス(株)、(株)デンソーユニティサービス、(株)デンソーブラッサム、(株)エル・エス・コーポレーション、中電ウイング(株)、豊通オフィスサービス(株)、(株)ユニバーサルエクスプレス、(株)住理工ジョイフル  |
| 三重県  | 10        | 赤帽三重県軽自動車運送協同組合、(株)ホンダロジスティクス、三重執鬼(株)、金八運送(有)、イセツト(株)、小津運送(有)、(株)カワチョー、中部流通(株)、(株)ハシラモト、三岐通運(株)   |
| 滋賀県  | 3         | (有)Kカンパニー、(株)ボンズカンパニー、赤帽滋賀県軽自動車運送協同組合   |
| 京都府  | 10        | (有)スポット便、(株)シスコ、京都バイク便サービス、佐川急便(株)、(株)デリバリーサービス、(株)ウィングスマルコー、(株)KTS、しみず運送(株)、西京運輸(株)、(株)塚腰運送  |
| 大阪府  | 56<br>(1) | ナイスカンパニー(有)、(株)リンケージ、(有)寿屋、オート配(株)、(有)愛和運送店、(株)エフワン便、(株)KSGインターナショナル、日本信書便(株)、(株)メッセンジャー、大阪運輸倉庫(株)、(株)ダイコク、田中産業(有)、(株)明新運輸、松潮物流(株)、(株)ジェイアール西日本マルニックス、(株)日本システムサービス、大阪北合同運送(株)、鶴運輸(株)、JS関西(株)、セキセイ(株)、(株)合通トラスコ、(株)田中運送店、(株)しょうわ、堺南運輸商社(株)、寺口運送(株)、(株)あしすと阪急阪神、豊能運送(株)、(株)大木組、粉浜運輸(株)、(株)アームコーポレーション、大阪西運送(株)、日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会、(有)ゼータ、広田ユニオン(株)、(株)ハニー・ビー、(有)ベアーズプロジェクト、丸鉄運送(株)、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、(株)ワンナップクリエイティブサービス、小倉運送(株)、近畿配送サービス(株)、(株)ヒガシトウエンティワン、近畿総合管理(株)、大阪ガスビジネスクリエイイト(株)、鴻池運輸(株)、(株)ヤマヒロ運輸、(株)大和産業、賀本海運(株)、山下運輸(株)、トールエクスプレスジャパン(株)、(株)ワークスライダーズ、(有)キャリアワーキング、(有)ナインサービス、(株)ダイハツビジネスサポートセンター、(株)ZERO、(株)三原興業 |
| 兵庫県  | 16        | ジャパンメッセンジャーサービス(株)、金田運輸(株)、(株)太閤通商、企業組合宝塚高齢者雇用福祉事業団、(有)アイズ物流、氷上運送(有)、氷上急行運輸倉庫(株)、大伸急行(有)、赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合、(株)ワーズ、(株)アウトソーシングシステム、第一運輸作業(株)、桃平運輸(株)、(株)森井、(株)久木、(株)甲南学園サービスセンター   |
| 奈良県  | 3         | (株)新和託送、日本エコロジック(株)、赤帽奈良県軽自動車運送協同組合   |
| 和歌山県 | 2         | 赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合、(株)運び屋商会   |
| 鳥取県  | 2         | 赤帽鳥取県軽自動車運送協同組合、日ノ丸西濃運輸(株)  |
| 島根県  | 7         | 赤帽島根県軽自動車運送協同組合、(株)益田市総合サービス、山陰福山通運(株)、ALSOK山陰(株)、特定非営利活動法人ふれんど、社会福祉法人かも福祉会、社会福祉法人わかば会  |
| 岡山県  | 8         | 赤帽岡山県軽自動車運送協同組合、岡山県貨物運送(株)、(有)バイク特急便、(株)赤田運輸産業、(有)真田運送、(有)津島栄光運送、岡山福山通運(株)、(株)平松運輸  |
| 広島県  | 14        | 赤帽広島県軽自動車運送協同組合、(有)メッセンジャー、兼定商店、(株)神石共同運送、まついストアー、(株)プライムステージ、(有)福岡運送、福山通運(株)、府中高速運輸(株)、おのみちバス(株)、だて高速運輸(有)、(株)アクティ、広島総合警備保障(株)、パーシティホーム広島(株)、(株)丸二運送   |
| 山口県  | 3         | 赤帽山口県軽自動車運送協同組合、(株)協同、(株)宇部興産総合サービス   |
| 徳島県  | 2         | 赤帽徳島県軽自動車運送協同組合、東洋警備保障(株)   |

| 都道府県 | 参入数 |  |
|------|-----|--|
| 香川県  | 4   | (有)瀬戸内急便、赤帽香川県軽自動車運送協同組合、高松自転車便、社会福祉法人いのやま福祉会  |
| 愛媛県  | 7   | (株)カトウ、アイトータルサービス(有)、愛媛総合警備保障(株)、(株)植西運送、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合、四国福山通運(株)、一宮運輸(株)   |
| 福岡県  | 25  | バイクエクスプレス(有)、フクオカサイクルメッセンジャー、(株)ポナシステムズ、(有)TAS、(株)オートソクハイ、ウチダロジテム(株)、北九州電報企業組合、九州航空(株)、西日本急送(株)、赤帽福岡県軽自動車運送協同組合、(株)西日本美装、JR九州メンテナンス(株)、九州ネクスト(株)、九州西濃運輸(株)、田口軽運送、(株)シティーライン、九州福山通運(株)、西鉄運輸(株)、社会福祉法人はるかぜ福祉会、(株)東洋軽貨物運送、西日本ダイハツ運輸(株)、特定非営利活動法人宗像コスモス会、(株)ダイワス、(株)愛和环境管理、社会福祉法人たからばこ |
| 佐賀県  | 14  | 社会福祉法人小麦の家福祉会、トランス・エアー・サガ(有)、伊万里運輸(株)、西松浦通運(株)、(有)西原急便、社会福祉法人大空福祉会、社会福祉法人まごころ会、富士警備保障(株)、特定非営利活動法人ふれあい、特定非営利活動法人NPOわかば、赤帽佐賀県軽自動車運送協同組合、社会福祉法人鹿爽会、特定非営利活動法人ともしび、社会福祉法人コスモス会   |
| 長崎県  | 9   | 赤帽長崎県軽自動車運送協同組合、長崎軽運送協業組合、(株)松尾急便、(株)井手運送、長崎総合警備(株)、長崎急配、赤帽中村運輸、(有)イエローランナー、社会福祉法人島原市手をつなぐ育成会  |
| 熊本県  | 7   | 赤帽熊本県軽自動車運送協同組合、九州産交運輸(株)、社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会、NPO法人どんぐり村、NPO法人河浦きぼうの家、(株)KYUSAN物流、(株)ニッコン九州  |
| 大分県  | 4   | 赤帽大分県軽自動車運送協同組合、別府電報サービス企業組合、(有)朋友、社会福祉法人千仁会   |
| 宮崎県  | 3   | 赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合、宮崎県電報サービス企業組合、宮崎総合警備(株)  |
| 鹿児島県 | 8   | 赤帽鹿児島県軽自動車運送協同組合、(株)おくやみネット、(有)岩切運送、(有)林運送、(株)昭和貨物、鹿児島総合警備保障(株)、南九州福山通運(株)、(株)JA物流かごしま   |
| 沖縄県  | 10  | 大栄空輸(株)、沖縄日通エアカーゴサービス(株)、サイクルワークスメッセンジャーサービス、赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合、(株)琉球通運航空、(株)タイムス発送、沖縄福山通運(株)、沖縄西濃運輸(株)、琉球パートナー物流(株)、沖縄総合警備保障(株)  |

- (凡例) 1. 黒字：既参入事業者、朱字：新規参入申請事業者、青字：事業計画等変更申請事業者  
見え消し：前回（令和元年7月19日）以降に事業廃止を届け出た事業者  
2. 参入数は今回の事業許可申請者を含み、（ ）内は今回の事業許可申請者数の再掲